



三重県公報

平成15年9月26日(金)

第1509号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則…………… (企業立地推進チーム) 1

告 示

- 有害な興行の指定…………… (青少年育成チーム) 2
- 漁業災害補償法の規定に基づく一定の区域…………… (団体協働推進チーム) 2
- 漁業災害補償法の規定による一定の区域の一部を改正する告示…………… (同) 14
- 共同漁業の免許の内容となるべき事項等の決定…………… (水産物供給チーム) 15
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意…………… (同) 15
- 大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要…………… (まちの活力づくり支援チーム) 15
- 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧…………… (高速道・道路企画チーム) 16
- 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧…………… (同) 17

公 告

- 一般競争入札を行う旨…………… (文化振興チーム) 17
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出…………… (農地調整チーム) 19
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (同) 19
- 国土調査に係る成果の認証…………… (資源活用チーム) 19
- 一般競争入札を行う旨…………… (財務調整チーム) 20
- 同件…………… (同) 23
- 同件…………… (同) 26
- 同件…………… (同) 30
- 都市計画の公聴会の開催…………… (都市基盤チーム) 34
- 建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧…………… (建 築 チーム) 34
- 同件…………… (同) 35
- 一般競争入札を行う旨…………… (出 納 局) 35
- 同件…………… (同) 36
- 同件…………… (公安委員会) 38

特定調達公告

- 随意契約の相手方を決定した旨…………… (市町村行政チーム) 40

お知らせ

- 企画提案書の募集…………… (政策開発研修センター) 40

規 則

三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十五年九月二十六日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第七十七号

三重県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

三重県企業立地促進条例施行規則(平成十五年三重県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第三に次のように加える。

<p>四 技術集積活用型産業再生特別区域内研究開発施設整備補助金</p>	<p>次に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>イ 構造改革特別区域計画を認定した件（平成十五年内閣府告示第四十号）第四号に規定する構造改革特別区域の範囲内に立地を行うものであること。</p> <p>ロ 別表第二第三号の項認定の基準の欄に掲げる基準をすべて満たす立地計画であること。</p> <p>ハ 知事が別に定める研究を行う施設の立地であること。</p> <p>ニ 平成二十年三月三十一日までに認定を受けた立地計画であること。</p>	<p>投下償却資産額に百分の十を乗じて算出した額とする。ただし、その額が五億円を超えるときは、五億円とする。</p>
--------------------------------------	---	--

附 則

1の標記は、各条の口から施行する。

告 示

三重県告示第542号

三重県青少年健全育成条例（昭和46年三重県条例第62号）第11条第1項の規定により、青少年の健全な育成に有害な興行として次のとおり指定しました。

平成15年9月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

番号	映 画 名	製作（配給）社名	指 定 年 月 日	指 定 理 由
84	熟女たちのラブホテル 玉いじり	新 日 本 映 像	平成15年 9月26日	著しく性的感情を刺激するので青少年に見せることが好ましくない。
85	若奥様 羞恥プレイ	オ - ビ - 映 画		
86	義父の指あそび - 抜かないで! -	新 日 本 映 像		
87	愛欲遊戯 狙われた美穴	オ - ビ - 映 画		
88	新日本映像ニュース <熟女たちのラブホテル 玉いじり>	新 日 本 映 像		
89	新日本映像ニュース <義父の指あそび - 抜かないで! - >	新 日 本 映 像		
90	ファミリー	松 竹		

三重県告示第543号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第1号ロ、第118条第3項及び第125条の3第1項第2号の規定に基づき、一定の区域を次のとおり定めます。

漁業災害補償法の規定に基づく一定の区域（平成6年三重県告示第420号）、漁業災害補償法の規定による一定の水域（平成8年三重県告示第576号）、漁業災害補償法に規定する一定の区域（平成10年三重県告示第411号）及び漁業災害補償法の規定に基づく一定の区域（平成10年三重県告示第443号）は、廃止します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

平成15年9月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

法第104条第1号に掲げる漁業
あわびをとる漁業

加入区 の 名 称	区 域
あわび 小 浜 加 入 区	三重共第25号漁業権の漁場の区域
同 和 具 浦 加 入 区	三重共第28号及び三重共第30号漁業権の漁場の区域
同 桃 取 町 加 入 区	三重共第30号、三重共第31号及び三重共第34号漁業権の漁場の区域
同 答 志 加 入 区	三重共第30号、三重共第34号、三重共第35号、三重共第36号及び三重共第37号漁業権の漁場の区域
同 神 島 加 入 区	三重共第37号、三重共第38号及び三重共第40号漁業権の漁場の区域
同 菅 島 加 入 区	三重共第36号、三重共第40号及び三重共第41号漁業権の漁場の区域
同 坂 手 加 入 区	三重共第43号漁業権の漁場の区域
同 安 楽 島 加 入 区	三重共第46号漁業権の漁場の区域
同 浦 村 加 入 区	三重共第47号漁業権の漁場の区域
同 石 鏡 加 入 区	三重共第49号漁業権の漁場の区域
同 国 崎 加 入 区	三重共第50号漁業権の漁場の区域
同 相 差 加 入 区	三重共第51号、三重共第53号及び三重共第54号漁業権の漁場の区域
同 畔 蛸 加 入 区	三重共第54号及び三重共第55号漁業権の漁場の区域
同 千 賀 加 入 区	三重共第56号漁業権の漁場の区域
同 千 賀 堅 子 加 入 区	三重共第56号漁業権の漁場の区域
同 渡 鹿 野 加 入 区	三重共第61号漁業権の漁場の区域
同 三ヶ所 加 入 区	三重共第61号漁業権の漁場の区域
同 安 乗 加 入 区	三重共第65号及び三重共第66号漁業権の漁場の区域
同 国 府 加 入 区	三重共第66号及び三重共第69号漁業権の漁場の区域

あわび 甲 賀 加 入 区	三重共第70号漁業権の漁場の区域
同 志 島 加 入 区	三重共第71号漁業権の漁場の区域
同 畔 名 加 入 区	三重共第72号漁業権の漁場の区域
同 名 田 加 入 区	三重共第72号漁業権の漁場の区域
同 波 切 加 入 区	三重共第74号漁業権の漁場の区域
同 船 越 (大 王) 加 入 区	三重共第76号漁業権の漁場の区域
同 片 田 加 入 区	三重共第77号及び三重共第79号漁業権の漁場の区域
同 布 施 田 加 入 区	三重共第79号、三重共第81号及び三重共第83号漁業権の漁場の区域
同 和 具 加 入 区	三重共第83号及び三重共第84号漁業権の漁場の区域
同 越 賀 加 入 区	三重共第86号及び三重共第87号漁業権の漁場の区域
同 御 座 加 入 区	三重共第88号漁業権の漁場の区域
同 浜 島 加 入 区	三重共第93号及び三重共第94号漁業権の漁場の区域
同 南 張 加 入 区	三重共第94号漁業権の漁場の区域
同 田 曾 浦 加 入 区	三重共第96号漁業権の漁場の区域
同 宿 浦 加 入 区	三重共第98号及び三重共第99号漁業権の漁場の区域
同 中 津 浜 浦 加 入 区	三重共第104号漁業権の漁場の区域
同 礫 浦 加 入 区	三重共第106号及び三重共第112号漁業権の漁場の区域
同 相 賀 浦 加 入 区	三重共第113号及び三重共第115号漁業権の漁場の区域
同 阿 曾 浦 加 入 区	三重共第115号、三重共第117号及び三重共第118号漁業権の漁場の区域
同 費 浦 加 入 区	三重共第120号漁業権の漁場の区域

あわび 奈屋浦加入区	三重共第121号漁業権の漁場の区域
同 神前浦加入区	三重共第122号漁業権の漁場の区域
同 方座浦加入区	三重共第123号漁業権の漁場の区域
同 古和浦加入区	三重共第124号漁業権の漁場の区域
同 錦加入区	三重共第126号漁業権の漁場の区域
同 長島町加入区	三重共第127号及び三重共第128号漁業権の漁場の区域
同 島勝加入区	三重共第128号及び三重共第134号漁業権の漁場の区域
同 海野加入区	三重共第129号及び三重共第132号漁業権の漁場の区域
同 道瀬加入区	三重共第130号及び三重共第132号漁業権の漁場の区域
同 三浦加入区	三重共第131号及び三重共第132号漁業権の漁場の区域
同 白浦加入区	三重共第132号及び三重共第133号漁業権の漁場の区域
同 引本浦加入区	三重共第136号漁業権の漁場の区域
同 須賀利加入区	三重共第135号漁業権の漁場の区域
同 尾鷲加入区	三重共第140号漁業権の漁場の区域
同 行野浦加入区	三重共第141号及び三重共第142号漁業権の漁場の区域
同 九鬼加入区	三重共第143号漁業権の漁場の区域
同 早田加入区	三重共第144号及び三重共第145号漁業権の漁場の区域
同 三木浦加入区	三重共第145号及び三重共第146号漁業権の漁場の区域
同 梶賀浦加入区	三重共第148号漁業権の漁場の区域
同 甫母須野加入区	三重共第149号漁業権の漁場の区域

あわび 二 木 島 加 入 区	三重共第149号漁業権の漁場の区域
同 遊 木 浦 加 入 区	三重共第150号漁業権の漁場の区域
同 磯 崎 加 入 区	三重共第152号漁業権の漁場の区域
同 木 本 加 入 区	三重共第154号漁業権の漁場の区域

法第104条第1号に掲げる漁業

てんぐさをとる漁業

加入区 の 名 称	区 域
てんぐさ 桃 取 町 加 入 区	三重共第30号、三重共第31号及び三重共第34号漁業権の漁場の区域
同 菅 島 加 入 区	三重共第40号及び三重共第41号漁業権の漁場の区域
同 安 楽 島 加 入 区	三重共第46号漁業権の漁場の区域
同 石 鏡 加 入 区	三重共第49号漁業権の漁場の区域
同 国 崎 加 入 区	三重共第50号漁業権の漁場の区域
同 相 差 加 入 区	三重共第51号、三重共第53号及び三重共第54号漁業権の漁場の区域
同 安 乗 加 入 区	三重共第65号漁業権の漁場の区域
同 国 府 加 入 区	三重共第64号及び三重共第69号漁業権の漁場の区域
同 甲 賀 加 入 区	三重共第70号漁業権の漁場の区域
同 波 切 加 入 区	三重共第74号漁業権の漁場の区域
同 船 越 (大 王) 加 入 区	三重共第76号漁業権の漁場の区域
同 片 田 加 入 区	三重共第77号及び三重共第79号漁業権の漁場の区域
同 布 施 田 加 入 区	三重共第79号、三重共第81号及び三重共第83号漁業権の漁場の区域
同 和 具 加 入 区	三重共第83号及び三重共第84号漁業権の漁場の区域

てんぐさ 越 賀 加 入 区	三重共第87号漁業権の漁場の区域
同 御 座 加 入 区	三重共第88号漁業権の漁場の区域
同 浜 島 加 入 区	三重共第93号及び三重共第94号漁業権の漁場の区域

法第104条第 1 号に掲げる漁業

わかめをとる漁業

加入区 の 名 称	区 域
わかめ 鈴 鹿 市 加 入 区	三重共第 5 号漁業権の漁場の区域
同 松 阪 加 入 区	三重共第 8 号漁業権の漁場の区域
同 下 御 糸 加 入 区	三重共第 8 号及び三重共第 9 号漁業権の漁場の区域
同 大 淀 加 入 区	三重共第 9 号漁業権の漁場の区域
同 東 大 淀 加 入 区	三重共第 9 号漁業権の漁場の区域
同 村 松 加 入 区	三重共第 9 号漁業権の漁場の区域
同 有 滝 加 入 区	三重共第 9 号漁業権の漁場の区域
同 東 豊 浜 加 入 区	三重共第 9 号漁業権の漁場の区域
同 大 湊 町 加 入 区	三重共第11号漁業権の漁場の区域
同 二 見 町 加 入 区	三重共第11号及び三重共第25号漁業権の漁場の区域
同 鳥 羽 加 入 区	三重共第44号漁業権の漁場の区域
同 坂 手 加 入 区	三重共第42号及び三重共第43号漁業権の漁場の区域
同 小 浜 加 入 区	三重共第25号漁業権の漁場の区域
同 桃 取 町 加 入 区	三重共第30号、三重共第31号及び三重共第34号漁業権の漁場の区域
同 菅 島 加 入 区	三重共第41号及び三重共第42号漁業権の漁場の区域

わかめ 答 志 加 入 区	三重共第30号、三重共第34号、三重共第35号及び三重共第37号漁業権の漁場の区域
同 和 具 浦 加 入 区	三重共第28号及び三重共第30号漁業権の漁場の区域
同 神 島 加 入 区	三重共第37号及び三重共第38号漁業権の漁場の区域
同 安 楽 島 加 入 区	三重共第46号漁業権の漁場の区域
同 浦 村 加 入 区	三重共第47号漁業権の漁場の区域
同 石 鏡 加 入 区	三重共第49号漁業権の漁場の区域
同 国 崎 加 入 区	三重共第50号漁業権の漁場の区域
同 相 差 加 入 区	三重共第51号、三重共第53号及び三重共第54号漁業権の漁場の区域
同 畔 蛸 加 入 区	三重共第54号及び三重共第55号漁業権の漁場の区域
同 千 賀 加 入 区	三重共第56号漁業権の漁場の区域
同 千 賀 堅 子 加 入 区	三重共第56号漁業権の漁場の区域
同 的 矢 加 入 区	三重共第61号漁業権の漁場の区域
同 渡 鹿 野 加 入 区	三重共第61号漁業権の漁場の区域
同 三 ヶ 所 加 入 区	三重共第61号漁業権の漁場の区域
同 国 府 加 入 区	三重共第66号及び三重共第69号漁業権の漁場の区域
同 甲 賀 加 入 区	三重共第70号漁業権の漁場の区域
同 安 乘 加 入 区	三重共第65号及び三重共第66号漁業権の漁場の区域
同 志 島 加 入 区	三重共第71号漁業権の漁場の区域
同 畔 名 加 入 区	三重共第72号漁業権の漁場の区域
同 名 田 加 入 区	三重共第72号漁業権の漁場の区域

わかめ 波 切 加 入 区	三重共第74号漁業権の漁場の区域
同 船 越 (大 王) 加 入 区	三重共第76号漁業権の漁場の区域
同 片 田 加 入 区	三重共第77号及び三重共第79号漁業権の漁場の区域
同 布 施 田 加 入 区	三重共第79号、三重共第81号及び三重共第83号漁業権の漁場の区域
同 和 具 加 入 区	三重共第83号及び三重共第84号漁業権の漁場の区域
同 御 座 加 入 区	三重共第88号漁業権の漁場の区域
同 浜 島 加 入 区	三重共第93号及び三重共第94号漁業権の漁場の区域
同 南 張 加 入 区	三重共第94号漁業権の漁場の区域
同 迫 子 加 入 区	三重共第93号漁業権の漁場の区域
同 塩 屋 加 入 区	三重共第93号漁業権の漁場の区域
同 松 山 路 加 入 区	三重共第93号漁業権の漁場の区域

法第114条第3号に掲げる養殖業

かき養殖業

加入区の名 称	区 域	備 考
かき 第 1 加 入 区	三重区第4001号、三重区第4002号及び三重区第4003号漁業権の漁場の区域	鳥羽磯部 (小浜)
同 第 2 加 入 区	三重区第4004号漁業権の漁場の区域	鳥羽磯部 (鳥羽)
同 第 3 加 入 区	三重区第4005号漁業権の漁場の区域	鳥羽磯部 (坂手)
同 第 4 加 入 区	三重区第4006号、三重区第4007号、三重区第4008号及び三重区第4009号漁業権の漁場の区域	鳥羽磯部 (桃取町)
同 第 5 加 入 区	三重区第4010号漁業権の漁場の区域	鳥羽磯部 (和具浦)
同 第 6 加 入 区	三重区第4011号、三重区第4012号、三重区第4013号、三重区第4014号及び三重区第4015号漁業権の漁場の区域	鳥羽磯部 (安楽島)
同 第 7 加 入 区	三重区第4016号、三重区第4017号、三重区第4018号、三重区第4019号、三重区第4020号、三重区第4021号、三重区第4022号、三重区第4023号、三重区第4024号及び三重区第4025号漁場権の区域	鳥羽磯部 (浦村)

かき 第8加入区	三重区第4026号及び三重区第4027号漁業権の漁場の区域	鳥羽磯部 (畔蛸)
同 第9加入区	三重区第4028号漁業権の漁場の区域	鳥羽磯部 (千賀)
同 第10加入区	三重区第4029号漁業権の漁場の区域	鳥羽磯部 (千賀堅子)
同 第11加入区	三重区第4030号及び三重区第4031号漁業権の漁場の区域	鳥羽磯部 (的矢)
同 第12加入区	三重区第4032号漁業権の漁場の区域	鳥羽磯部 (的矢)
同 第13加入区	三重区第4033号漁業権の漁場の区域	鳥羽磯部 (的矢)
同 第14加入区	三重区第4034号及び三重区第4035号漁業権の漁場の区域	鳥羽磯部 (飯浜)
同 第15加入区	三重区第4036号及び三重区第4037号漁業権の漁場の区域	鳥羽磯部 (坂崎)
同 第16加入区	三重区第4038号漁業権の漁場の区域	鳥羽磯部 (坂崎)
同 第17加入区	三重区第4039号及び三重区第4040号漁業権の漁場の区域	鳥羽磯部 (三ヶ所)
同 第18加入区	三重区第4041号及び三重区第4042号漁業権の漁場の区域	鳥羽磯部 (渡鹿野)
同 第19加入区	三重区第4043号漁業権の漁場の区域	志摩の国 (国府)
同 第20加入区	三重区第4044号、三重区第4045号及び三重区第4046号漁業権の漁場の区域	志摩の国 (立神)
同 第21加入区	三重区第4047号漁業権の漁場の区域	鷯方
同 第22加入区	三重区第4048号及び三重区第4049号漁業権の漁場の区域	志摩の国 (神明)
同 第23加入区	三重区第4050号漁業権の漁場の区域	志摩の国 (迫子)
同 第24加入区	三重区第4051号漁業権の漁場の区域	志摩の国 (松山路)
同 第25加入区	三重区第4052号漁業権の漁場の区域	くまの灘 (宿浦)
同 第26加入区	三重区第4053号及び三重区第4054号漁業権の漁場の区域	くまの灘 (五ヶ所浦)
同 第27加入区	三重区第4055号漁業権の漁場の区域	くまの灘 (船越(南勢))

かき 第 28 加入区	三重区第4056号漁業権の漁場の区域	くまの灘 (相賀浦)
同 第 29 加入区	三重区第4057号、三重区第4058号、三重区第4059号、三重区第4060号及び三重区第4061号漁業権の漁場の区域	くまの灘 (阿曾浦)
同 第 30 加入区	三重区第4062号漁業権の漁場の区域	くまの灘 (費浦)
同 第 31 加入区	三重区第4063号漁業権の漁場の区域	くまの灘 (神前浦)
同 第 32 加入区	三重区第4064号漁業権の漁場の区域	くまの灘 (方座浦)
同 第 33 加入区	三重区第4065号漁業権の漁場の区域	海 山 (引本浦)
同 第 34 加入区	三重区第4066号、三重区第4067号及び三重区第4068号漁業権の漁場の区域	海 山 (渡利)
同 第 35 加入区	三重区第4069号漁業権の漁場の区域	海 山 (矢口浦)

法第125条の2に掲げる養殖業
のり等養殖業 (のり養殖業)

加入区 の 名 称	区 域
木 曾 岬 加 入 区	木曾岬漁業協同組合の地区
伊 曾 島 加 入 区	伊曾島漁業協同組合の地区
大 島 加 入 区	大島漁業協同組合の地区
赤 須 賀 加 入 区	赤須賀漁業協同組合の地区
城 南 加 入 区	城南漁業協同組合の地区
楠 町 加 入 区	楠町漁業協同組合の地区
四 日 市 加 入 区	四日市市漁業協同組合のうち四日市の地区
磯 津 加 入 区	四日市市漁業協同組合のうち磯津の地区
長 太 加 入 区	鈴鹿市漁業協同組合のうち長太の地区
下 箕 田 加 入 区	鈴鹿市漁業協同組合のうち下箕田の地区
若 松 加 入 区	鈴鹿市漁業協同組合のうち若松の地区
白 子 加 入 区	鈴鹿市漁業協同組合のうち白子の地区
河 芸 町 加 入 区	河芸町漁業協同組合の地区
白 塚 加 入 区	白塚漁業協同組合の地区
津 市 加 入 区	津市漁業協同組合の地区

米津浦加入区	米津浦漁業協同組合の地区
伊倉津加入区	伊倉津漁業協同組合の地区
香良洲加入区	香良洲漁業協同組合の地区
三雲加入区	松阪漁業協同組合のうち三雲の地区
松ヶ崎加入区	松阪漁業協同組合のうち松ヶ崎の地区
獺師加入区	松阪漁業協同組合のうち獺師の地区
大口・西黒部加入区	松阪漁業協同組合のうち大口及び西黒部の地区
松名瀬加入区	松阪漁業協同組合のうち松名瀬の地区
東黒部加入区	松阪漁業協同組合のうち東黒部の地区
下御糸加入区	下御糸漁業協同組合の地区
大淀加入区	大淀漁業協同組合の地区
東大淀加入区	東大淀漁業協同組合の地区
村松加入区	伊勢市漁業協同組合のうち村松の地区
有滝加入区	伊勢市漁業協同組合のうち有滝の地区
東豊浜加入区	伊勢市漁業協同組合のうち東豊浜の地区
大湊町加入区	伊勢市漁業協同組合のうち大湊町の地区
神社加入区	伊勢市漁業協同組合のうち神社の地区
一色町加入区	伊勢市漁業協同組合のうち一色町の地区
今一色加入区	二見町漁業協同組合のうち今一色の地区
江加入区	二見町漁業協同組合のうち江の地区
松下加入区	二見町漁業協同組合のうち松下の地区
小浜加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち小浜の地区
鳥羽加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち鳥羽の地区
坂手加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち坂手の地区
桃取町加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち桃取町の地区
答志加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち答志の地区
和具浦加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち和具浦の地区
菅島加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち菅島の地区
安楽島加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち安楽島の地区
浦村加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち浦村の地区

畔 蛸 加 入 区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち畔蛸の地区
千賀・千賀堅子加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち千賀及び千賀堅子の地区
的 矢 加 入 区	鳥羽磯部漁業協同組合のうちの的矢の地区
飯 浜 加 入 区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち飯浜の地区
穴 川 加 入 区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち穴川の地区
坂 崎 加 入 区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち坂崎の地区
三ヶ所加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち三ヶ所の地区
渡 鹿 野 加 入 区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち渡鹿野の地区
国 府 加 入 区	志摩の国漁業協同組合のうち国府の地区
立 神 加 入 区	志摩の国漁業協同組合のうち立神の地区
神 明 加 入 区	志摩の国漁業協同組合のうち神明の地区
鷺 方 加 入 区	鷺方漁業協同組合の地区
波 切 加 入 区	志摩の国漁業協同組合のうち波切の地区
船越（大王）加入区	志摩の国漁業協同組合のうち船越の地区
片 田 加 入 区	志摩の国漁業協同組合のうち片田の地区
布 施 田 加 入 区	布施田漁業協同組合の地区
和 具 加 入 区	志摩の国漁業協同組合のうち和具の地区
越 賀 加 入 区	越賀漁業協同組合の地区
迫 子 加 入 区	志摩の国漁業協同組合のうち迫子の地区
塩 屋 加 入 区	志摩の国漁業協同組合のうち塩屋の地区
桧 山 路 加 入 区	志摩の国漁業協同組合のうち桧山路の地区
浜 島 加 入 区	志摩の国漁業協同組合のうち浜島の地区
宿 浦 加 入 区	くまの灘漁業協同組合のうち宿浦の地区
神 原 加 入 区	くまの灘漁業協同組合のうち神原の地区
五ヶ所浦加入区	くまの灘漁業協同組合のうち五ヶ所浦の地区
中 津 浜 浦 加 入 区	くまの灘漁業協同組合のうち中津浜浦の地区
船越（南勢）加入区	くまの灘漁業協同組合のうち船越の地区
内 瀬 浦 加 入 区	くまの灘漁業協同組合のうち内瀬浦の地区
迫 間 浦 加 入 区	くまの灘漁業協同組合のうち迫間浦の地区
礫 浦 加 入 区	くまの灘漁業協同組合のうち礫浦の地区

相賀浦加入区	くまの灘漁業協同組合のうち相賀浦の地区
阿曾浦加入区	くまの灘漁業協同組合のうち阿曾浦の地区
神前浦加入区	くまの灘漁業協同組合のうち神前浦の地区
方座浦加入区	くまの灘漁業協同組合のうち方座浦の地区
古和浦加入区	古和浦漁業協同組合の地区
錦加入区	錦漁業協同組合の地区
長島町加入区	長島町漁業協同組合の地区
矢口浦加入区	海山漁業協同組合のうち矢口浦の地区
引本浦加入区	海山漁業協同組合のうち引本浦の地区

三重県告示第544号

漁業災害補償法の規定による一定の区域（平成8年三重県告示第461号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

平成15年9月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

表中「の地区のうち」を「のうち」に、

安乗加入区	志摩の国漁業協同組合のうち安乗の地区
国府加入区	志摩の国漁業協同組合のうち国府の地区
甲賀加入区	志摩の国漁業協同組合のうち甲賀の地区

を

甲賀加入区	志摩の国漁業協同組合のうち甲賀の地区
-------	--------------------

に、

「大王船越加入区」を「船越（大王）加入区」に、

片田加入区	志摩の国漁業協同組合のうち片田の地区
越賀加入区	越賀漁業協同組合の地区
御座加入区	志摩の国漁業協同組合のうち御座の地区
浜島加入区	志摩の国漁業協同組合のうち浜島の地区
宿浦加入区	くまの灘漁業協同組合のうち宿浦の地区
礪浦加入区	くまの灘漁業協同組合のうち礪浦の地区
神前浦加入区	くまの灘漁業協同組合のうち神前浦の地区

を

片 田 加 入 区	志摩の国漁業協同組合のうち片田の地区
御 座 加 入 区	志摩の国漁業協同組合のうち御座の地区

に改める。

三重県告示第545号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、第5種共同漁業の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めました。

平成15年9月26日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 免許予定日
平成16年1月1日
- 2 申請期間
平成15年10月1日から同年11月1日まで
- 3 免許の内容となるべき事項及び関係地区
別冊のとおり

「別冊」は、省略し、三重県農林水産商工部水産物供給チームに備え置いて縦覧に供します。

三重県告示第546号

次の者については、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による付保義務の同意があったものと認めます。

平成15年9月26日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

漁船損害等補償法施行令 (昭和27年政令第68号) 第5条第1項の規定による 届出年月日	加入区	発起人の住所及び氏名
平成15年8月20日	城南	桑名市大字大貝須 栗田次郎 桑名市福岡町 金森良一

三重県告示第547号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成15年9月26日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマナカ磯山店
鈴鹿市磯山3-2-1
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
周辺の交通環境確保のため、従業員、来店者及び運搬車の車両等の違法駐車及び迷惑駐車への対策並びに周辺歩行者、自転車等の安全確保に係る対策を講じること。
 - (2) 騒音の発生に係る事項
騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年三重県条例第7号）に基づき、敷地境界における排出基準を遵守すること。特に、荷役作業及び駐車場からの騒音（アイドリングストップを含みます。）について、配慮すること。
 - (3) 廃棄物に係る事項

引き続き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の環境関連法令を遵守し、適正に廃棄物を処理すること。

3 意見の縦覧場所

三重県農林水産商工部まちの活力づくり支援チーム
北勢県民局農林商工部

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成15年9月26日から同年10月27日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、「関係図面」は、三重県県土整備部高速道・道路企画チームに備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成15年9月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

第1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 260号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡南勢町船越字形黒2842番2地先から	旧	8.50～13.00	22.00
度会郡南勢町船越字東谷1992番3地先まで	新	14.00～21.00	22.00

第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪第2環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市上川町字村竹2454番1から	旧	10.00～19.50	583.00
松阪市上川町字本道2217番2まで	新	17.00～28.50	583.00

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久居河芸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市白塚町字口起3464地先から	旧	6.40～13.60	123.00
津市白塚町字口起3425 - 3地先まで	旧・新	6.50～7.50	47.70

第4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 栗真中山白塚停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
-----	------	---------------	-------------

津市白塚町字口起3464地先から	旧	6.40 ~ 13.60	123.00
津市白塚町字口起3425 - 3 地先まで	旧・新	6.50 ~ 7.50	47.70

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市員弁線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
員弁郡員弁町大字大泉字下中島106番 8 から	旧	10.00 ~ 23.50	365.00
員弁郡員弁町大字大泉字坂之下2342番まで	旧・新	11.75 ~ 24.50	358.00

三重県告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、「関係図面」は、三重県県土整備部高速道・道路企画チームに備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成15年9月26日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 白山小津線	一志郡嬉野町大字津屋城字横堤222番 3 地内	平成15年9月26日
一般国道 309号	熊野市飛鳥町神山字もろそ834番 3 から 熊野市飛鳥町神山字もろそ833番 6 まで	平成15年9月26日
県道 上浜高茶屋久居線	津市大字藤方字黒木 5 番 1 から 津市大字藤方字黒木 2 番 2 まで	平成15年9月26日
県道 四日市員弁線	員弁郡員弁町大字大泉字下中島106番 8 から 員弁郡員弁町大字大泉字坂之下665番まで	平成15年9月30日

公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成15年9月26日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
全国俳句募集集計及び管理業務
- (2) 委託業務の仕様等
仕様書に示すとおりとします。
- (3) 委託業務期間
契約の日から平成16年3月5日（金）までとします。

2 入札参加者の資格に関する事項

本件一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示す証明書等を平成15年10月3日（金）午後5時まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）に4の(1)の場所に提出してください。

提出された証明書等を審査した結果、当該業務を履行することができると認められた者に限り、入札の参加対象者とし、競争入札参加資格の確認結果は、平成15年10月15日（水）までに通知します。

また、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 「競争入札参加資格審査結果（登録）通知書（物件の買入れ等）」の写し
- (3) 次のア又はイによる納税（証明）確認書等（発行日から起算して6月以内のものに限ります。）の写し
 - ア 県内に本店を有する事業者
 - ア) すべての県税についての納税確認書（所管県税事務所が発行（無料）したものです。）
 - イ) 消費税及び地方消費税についての納税証明書（その3 未納の税額のないこと用）（所管税務署が発行（有料）したものです。）
 - イ 県外に本店を有する事業者
 - ア) すべての県税についての納税確認書（所管県税事務所が発行（無料）したものです。）（県内に事業所等を有する場合のみとします。）
 - イ) 本店分の消費税及び地方消費税についての納税証明書（その3 未納の税額のないこと用）（所管税務署が発行（有料）したものです。）

4 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県生活部文化振興チーム 担当 中川
電話 059-224-2176 ファクシミリ 059-224-2408
- (2) 入札説明書（仕様書）の配布方法
①の場所で、平成15年9月26日（金）から同年10月3日（金）まで（三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除きます。）配布します。
- (3) 入札書提出の日時及び場所
 - ア 日時 平成15年10月17日（金） 午前11時
 - イ 場所 三重県津市広明町13
三重県庁 1階 S104会議室
- (4) 開札の日時及び場所
 - ア 日時 入札書の提出後、直ちに行います。
 - イ 場所 ③のイに同じです。
- (5) 入札方法等に関する事項
 - ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。
 - イ 入札書の記載
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するものとします。
 - ウ 入札執行回数は、2回を限度とします。

エ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、本公告及び仕様書に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲において最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することが必要です。

(3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(4) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成15年9月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

馬場池用水土地改良区（上野市比土2809番地）

退任理事

上野市比土2839番地

吉 川 三 郎

就任理事

上野市比土2772番地2

吉 岡 隆 行

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、滝の原土地改良区（名張市滝之原3278番地3）の定款の変更を認可しました。

平成15年9月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証します。

平成15年9月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 調査を行った者の名称

南牟婁郡御浜町

2 調査を行った期間

平成13年6月から平成15年3月まで

3 成果の名称

南牟婁郡御浜町浅間山の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

南牟婁郡御浜町浅間山

5 認証年月日

平成15年9月26日

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成15年9月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 競争入札に付する工事概要

(1) 工事番号及び工事名

平成15年度 国補宮川高率工国 第3102 - 1分4号

宮川流域下水道（宮川処理区）宮川浄化センター自家発電設備工事

(2) 工事場所

三重県伊勢市大湊町地内

(3) 工事概要

ガスタービン発電機 6.6kV 2000kVA 1式

発電機盤、自動始動盤、直流電源盤 1式

(4) 工期

契約の日から平成18年3月27日まで

(5) 契約後VE方式工事

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事です。

(6) 競争参加資格

本工事は、ISO9000sを認証取得していることを競争参加資格とする工事です。

(7) 予定価格

282,666,300円（消費税及び地方消費税を含みます。）

2 競争参加資格に関する事項

対象工事の一般競争入札に参加できる者は、競争参加資格確認申請日から入札執行日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たした者とし、(ただし、(4)及び(10)については、入札日の前日までに登録されていれば足りるものとします。)

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による電気工事の特定建設業者であること。

(2) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査（審査基準日は平成13年10月1日から平成14年9月30日の間とします。ただし、この期間に審査を受けていない者については、直近のもので可とします。）を受審し、次の要件をすべて満たす者であること。

ア 三重県内に本店を有し、三重県建設工事発注標準に定める電気工事のAランクかつ総合点が1,000点以上又は県外に本店を有し、三重県建設工事発注標準に定める電気工事のAランクかつ総合点が1,100点以上の者

イ 平成5年度以降（過去10年間）に元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限り、以下同じです。）として、国（公団を含む）、県又は市町村発注の本件工事と同種工事（定格出力1000kVA以上のガスタービン駆動非常用自家発電設備工事。ただし設備の一部のみ増設、取替、修繕工事などは除きます。以下同じです。）の施工実績を有する者

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(5) 本件工事に次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ア 平成5年度以降（過去10年間）に元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員として、国（公団を含む）、県又は市町村発注の本件工事と同種工事の施工経験を有すること。ただし、現場代理人としての施工経験は除きます。

イ 電気工事に係る監理技術者資格者証を有すること。

(6) 三重県建設工事等指名停止措置要領による指名停止を受けている期間中でない者であること。

(7) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(8) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がない場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがない場合においては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

- (9) 本件工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。
- (10) JISZ9901 : 1994 / 1998 (ISO9001 : 1994)、JISZ9902 : 1994 / 1998 (ISO9002 : 1994) 及び JIS Q 9001 : 2000 (ISO9001 : 2000) のいずれかを次の条件で認証取得している者であること。なお、経常建設共同企業体にあつては、代表者もしくは出資比率が最大の者どちらか一方が当該適用規格を認証取得していることとします。
- ア 認証されている事業活動が、当該工事の内容に一致していること。
- イ (財)日本適合性認定協会 (JAB)、又は JAB と相互認証をしている認定機関に認定されている審査登録機関から認定されていること。
- ウ 当該工事を実際に施工する、または当該業務を実施する (以下「担当する」といいます。) 組織が、当該適用規格を認証取得していることを条件とするものとします。なお、同一企業内の複数の組織で担当する場合には、すべての組織が認証範囲に含まれることを条件とするものとしますが、各組織ごとに別々に当該適用規格を認証取得していてもよいものとします。

3 入札手続等

(1) 入札説明書並びに設計図面及び仕様書の配布等

入札説明書並びに設計図面及び仕様書 (以下「設計図書等」といいます。) は次のとおり閲覧及び配布します。

ア 閲覧及び配布期間

平成15年9月26日 (金) から同年11月7日 (金) までの午前9時から午後5時までとします。(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

イ 閲覧及び配布場所

三重県伊勢市勢田町622番地

三重県南勢志摩県民局伊勢建設部 運営・管理チーム 運営グループ

電話 0596-27-5197

ウ 方法

入札説明書は無料です。

設計図書等は実費が必要です。

(2) 競争参加資格の確認

入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」といいます。) 及び以下の添付資料を提出して、競争参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、イの提出期間内に申請書及び添付資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

ア 添付資料

(ア) 2の(2)に定める同種工事の施工実績

(イ) 2の(5)に定める配置予定の主任技術者等の資格、工事経歴

(ウ) 2の(2)に定める経営事項審査結果通知の写し

(エ) 2の(10)に定める認証取得に関する資料

a 当該適用規格の認証取得を示す登録証の写し

b 当該工事等を担当する組織が、認証取得対象となっている組織に含まれることを示す書類

c 認証取得している事業活動が、当該工事等の内容に一致していることを示す書類

なお、b及びcは、aの登録証の写しによってその内容が確認できる場合は、この限りではありません。

イ 申請書及び添付資料の提出期間

(ア) 提出期間

平成15年9月26日 (金) から同年10月10日 (金) までの午前9時から午後5時までとします。(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

(イ) 提出場所

三重県伊勢市勢田町622番地

三重県南勢志摩県民局伊勢建設部 運営・管理チーム 運営グループ

電話 0596-27-5197

(ウ) 提出方法

申請書及び添付資料は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

(3) 入札書の受領期限及び場所

ア 入札日時

平成15年11月10日(月)午前10時(ただし、郵送(書留郵便に限ります。)による入札については平成15年11月7日(金)午後5時必着とします。)

イ 入札場所

三重県伊勢市勢田町622番地

三重県南勢志摩県民局伊勢庁舎 第4会議室

ただし、郵送(書留郵便に限ります。)による入札については、次の場所に郵送してください。

〒516-8566

三重県伊勢市勢田町622番地

三重県南勢志摩県民局伊勢建設部 運営・管理チーム 運営グループ

電話 0596-27-5197

ウ その他

本件工事に係る競争参加資格確認通知書(写しも可とします。)を提示してください。

(4) 開札の日時及び場所

平成15年11月10日(月)午前10時から入札書が提出された後、直ちに行います。

三重県伊勢市勢田町622番地

三重県南勢志摩県民局伊勢庁舎 第4会議室

4 契約後VE方式工事

契約締結後、請負者は、設計図書等に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書等の変更について、発注者に提案することができます。

提案が適正と認められた場合には、設計図書等を変更し、必要と認められる場合には請負代金額の変更を行うものとし、詳細は特記仕様書によります。

5 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

納付。ただし、三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

イ 契約保証金

納付。ただし、規則第74条第2項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第75条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除します。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第72条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

(4) 落札者の決定方法

規則第66条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがあります。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(7) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていない者も申請書及び添付資料を提出することができますが、競争に参加するためには、当該名簿に登録され、かつ、競争参加資格の認定を受けなければなりま

せん。

- (8) 詳細は入札説明書によります。
- (9) 入札の際、工事費内訳書の提出がないと、当該入札には参加できません。
- (10) 下記のア又はイによる納税確認書等（発行日から起算して6月以内のものに限ります。）の提示がないと、当該入札等には参加できません。
- ア 県内に本店を有する事業者
- ア) すべての県税についての納税確認書（所管県税事務所が発行（無料）したものです。）
- イ) 消費税及び地方消費税についての納税証明書（その3未納税額のないこと用）（所管税務署が発行（有料）したものです。）
- イ 県外に本店を有する事業者
- ア) すべての県税についての納税確認書（所管県税事務所が発行（無料）したものです。）（県内に営業所等を有する場合のみとします。）
- イ) 本店の消費税及び地方消費税についての納税証明書（その3未納税額のないこと用）（所管税務署が発行（有料）したものです。）
- (11) 次に該当する場合は、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領に基づき、工事請負代金毎月部分払の対象となります。この場合、前払金を支払う限度額は契約金額の10分の1の額となります。
- ア 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格に満たない額で契約するとき。
- イ 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体が行う工事で、契約期間中に当該構成員のいずれかが会社更生法又は民事再生法の適用を受けた場合
- なお、イに該当する場合にあっては、契約後において会社更生法又は民事再生法の適用申請があった場合でも、申請のあった年度の次年度から前払金の限度額を10分の4から10分の1の額に引き下げます。
- (12) 本公告に関する問い合わせ先は次のとおりです。
- 三重県南勢志摩県民局伊勢建設部 運営・管理チーム 運営グループ
電話 0596-27-5197

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成15年9月26日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 競争入札に付する工事概要

- (1) 工事番号及び工事名
平成15年度 国補宮川低率工国 第3102 - 2分2号
宮川流域下水道（宮川処理区）宮川浄化センター SP棟スクリーン施設（機械）設備工事
- (2) 工事場所
三重県伊勢市大湊町地内
- (3) 工事概要
- | | |
|-----------|----|
| ゲート | 1式 |
| スクリーン、除塵機 | 1式 |
| 脱臭装置 | 1式 |
- (4) 工期
契約の日から平成18年3月27日まで
- (5) 契約後VE方式工事
本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事です。
- (6) 競争参加資格
本工事は、ISO9000sを認証取得していることを競争参加資格とする工事です。
- (7) 予定価格
368,777,850円（消費税及び地方消費税を含みます。）

2 競争参加資格に関する事項

対象工事の一般競争入札に参加できる者は、競争参加資格確認申請日から入札執行日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たした者としします。（ただし、(4)及び(10)については、入札日の前日までに登録されて

いれば足りるものとします。)

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による機械器具設置工事及び水道施設工事の特定建設業者であること。
- (2) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査(審査基準日は平成13年10月1日から平成14年9月30日の間とします。ただし、この期間に審査を受けていない者にあつては、直近のもので可とします。)を受審し、次の要件をすべて満たす者であること。
 - ア 機械器具設置工事の経営事項審査結果の総合評点が1,000点以上の者
 - イ 平成5年度以降(過去10年間)に元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限ります。以下同じです。)として、本件工事と同種工事(全体計画処理水量5万 m^3 /日最大以上又は1池あたり処理水量が5千 m^3 /日最大以上で、最初沈殿池、生物反応槽及び最終沈殿池を有する下水道終末処理場におけるゲート、スクリーン、除塵機及び脱臭設備工事。ただし設備の一部のみ増設、取替、修繕工事などは除きます。以下同じです。)の施工実績を有する者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 本件工事に次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
 - ア 平成5年度以降(過去10年間)に元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員として、本件工事と同種工事の施工経験を有すること。ただし、現場代理人としての施工経験は除きます。
 - イ 機械器具設置工事に係る監理技術者資格者証を有すること。
- (6) 三重県建設工事等指名停止措置要領による指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (7) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (8) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (9) 本件工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。
- (10) JISZ9901:1994/1998(ISO9001:1994)、JISZ9902:1994/1998(ISO9002:1994)及びJISQ9001:2000(ISO9001:2000)のいずれかを次の条件で認証取得している者であること。
 - ア 認証されている事業活動が、当該工事の内容に一致していること。
 - イ (財)日本適合性認定協会(JAB)、又はJABと相互認証をしている認定機関に認定されている審査登録機関から認定されていること。
 - ウ 当該工事を実際に施工する、または当該業務を実施する(以下「担当する」といいます。)組織が、当該適用規格を認証取得していることを条件とするものとします。なお、同一企業内の複数の組織で担当する場合には、すべての組織が認証範囲に含まれることを条件とするものとしますが、各組織ごとに別々に当該適用規格を認証取得していてもよいものとします。

3 入札手続等

- (1) 入札説明書並びに設計図面及び仕様書の配布等
入札説明書並びに設計図面及び仕様書(以下「設計図書等」といいます。)は次のとおり閲覧及び配布します。
 - ア 閲覧及び配布期間
平成15年9月26日(金)から同年11月7日(金)までの午前9時から午後5時までとします。(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
 - イ 閲覧及び配布場所
三重県伊勢市勢田町622番地
三重県南勢志摩県民局伊勢建設部 運営・管理チーム 運営グループ
電話 0596-27-5197
 - ウ 方法
入札説明書は無料です。
設計図書等は実費が必要です。
- (2) 競争参加資格の確認
入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」といいます。)及び以下の添付資料を提出して、競争参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、イの提出期間内に申請書及び添付資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

ア 添付資料

- (ア) 2の(2)に定める同種工事の施工実績
- (イ) 2の(5)に定める配置予定の主任技術者等の資格、工事経歴
- (ウ) 2の(2)に定める経営事項審査結果通知の写し
- (エ) 2の(10)に定める認証取得に関する資料
 - a 当該適用規格の認証取得を示す登録証の写し
 - b 当該工事等を担当する組織が、認証取得対象となっている組織に含まれることを示す書類
 - c 認証取得している事業活動が、当該工事等の内容に一致していることを示す書類なお、b及びcは、aの登録証の写しによってその内容が確認できる場合は、この限りではありません。

イ 申請書及び添付資料の提出期間

- (ア) 提出期間
平成15年9月26日(金)から同年10月10日(金)までの午前9時から午後5時までとします。(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
- (イ) 提出場所
三重県伊勢市勢田町622番地
三重県南勢志摩県民局伊勢建設部 運営・管理チーム 運営グループ
電話 0596-27-5197
- (ウ) 提出方法
申請書及び添付資料は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

(3) 入札書の受領期限及び場所

ア 入札日時

平成15年11月10日(月)午前10時20分(ただし、郵送(書留郵便に限ります。)による入札については平成15年11月7日(金)午後5時必着とします。)

イ 入札場所

三重県伊勢市勢田町622番地
三重県南勢志摩県民局伊勢庁舎 第4会議室
ただし、郵送(書留郵便に限ります。)による入札については、次の場所に郵送してください。
〒516-8566
三重県伊勢市勢田町622番地
三重県南勢志摩県民局伊勢建設部 運営・管理チーム 運営グループ
電話 0596-27-5197

ウ その他

本件工事に係る競争参加資格確認通知書(写しも可とします。)を提示してください。

(4) 開札の日時及び場所

平成15年11月10日(月)午前10時20分から入札書が提出された後、直ちに行います。
三重県伊勢市勢田町622番地
三重県南勢志摩県民局伊勢庁舎 第4会議室

4 契約後VE方式工事

契約締結後、請負者は、設計図書等に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書等の変更について、発注者に提案することができます。

提案が適正と認められた場合には、設計図書等を変更し、必要と認められる場合には請負代金額の変更を行うものとし、詳細は特記仕様書によります。

5 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

納付。ただし、三重県会計規則(以下「規則」といいます。)第70条第1項各号のいずれかに該当する

場合は免除します。

イ 契約保証金

納付。ただし、規則第74条第2項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提出することにより契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第75条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除します。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第72条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

(4) 落札者の決定方法

規則第66条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがあります。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(7) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていない者も申請書及び添付資料を提出することができますが、競争に参加するためには、当該名簿に登録され、かつ、競争参加資格の認定を受けなければなりません。

(8) 詳細は入札説明書によります。

(9) 入札の際、工事費内訳書の提出がないと、当該入札には参加できません。

(10) 下記のア又はイによる納税確認書等（発行日から起算して6月以内のものに限ります。）の提示がないと、当該入札等には参加できません。

ア 県内に本店を有する事業者

(ア) すべての県税についての納税確認書（所管県税事務所が発行（無料）したものです。）

(イ) 消費税及び地方消費税についての納税証明書（その3未納税額のないこと用）（所管税務署が発行（有料）したものです。）

イ 県外に本店を有する事業者

(ア) すべての県税についての納税確認書（所管県税事務所が発行（無料）したものです。）（県内に営業所等を有する場合のみとします。）

(イ) 本店の消費税及び地方消費税についての納税証明書（その3未納税額のないこと用）（所管税務署が発行（有料）したものです。）

(11) 次に該当する場合は、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領に基づき、工事請負代金毎月部分払の対象となります。この場合、前払金を支払う限度額は契約金額の10分の1の額となります。

ア 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格に満たない額で契約するとき。

イ 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体が行う工事で、契約期間中に当該構成員のいずれかが会社更生法又は民事再生法の適用を受けた場合

なお、イに該当する場合にあっては、契約後において会社更生法又は民事再生法の適用申請があった場合でも、申請のあった年度の次年度から前払金の限度額を10分の4から10分の1の額に引き下げます。

(12) 本公告に関する問い合わせ先は次のとおりです。

三重県南勢志摩県民局伊勢建設部 運営・管理チーム 運営グループ

電話 0596-27-5197

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成15年9月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 競争入札に付する工事概要

(1) 工事番号及び工事名

平成15年度国補北勢北部低率工国第1101 - 2分4号
北勢沿岸流域下水道 (北部処理区) 朝日幹線 (第12 - 2工区) 管渠工事

(2) 工事場所

(自) 三重県四日市市あかつき台
(至) 三重県四日市市山城町地内

(3) 工事概要

延長	522.60m
内径	800mm
推進工	800mm、516.75m、(最小曲線半径 R = 100m)、(密閉型)
立坑工	1箇所

(4) 工期

平成15年11月から平成16年9月まで (予定) (約300日間)

(5) 契約後VE方式工事

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事です。

(6) 予定価格

241,712,100円 (消費税及び地方消費税を含む。)

2 競争参加資格に関する事項

対象工事の一般競争入札に参加できる者は、構成員全員が競争参加資格確認申請日から入札執行日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たした特定建設工事共同企業体とします。(ただし、(4)については、入札日の前日までに登録されていなければ足りるものとします。)

- (1) 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条の規定による「土木一式工事」の特定建設業者であること。
- (2) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査 (審査基準日は平成13年10月1日から平成14年9月30日の間とします。ただし、この期間に審査を受けていない者にあつては、直近のもので可とします。) を受審し、次の要件をすべて満たす者であること。

ア 特定建設工事共同企業体の代表者となる者

次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。

(ア) 三重県内に本店を有する者で、三重県建設工事発注標準に定める「土木一式工事」のAランクの者で総合点が1,000点以上で平成5年度以降 (過去10年間) に元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員 (出資比率20%以上のものに限り、以下同じです。) として、国 (公団を含む。)、県、市町村の発注する本件工事と同種工事 (シールド工事又は中大口径管推進工事 (密閉型) 又は小口径管推進工事 (高耐荷力方式のうち泥水方式・泥土圧方式・泥濃式)。以下同じです。) の施工実績を有する者

(イ) 三重県北勢県民局桑名建設部及び四日市建設部管内の市町に本店を有する者で、三重県建設工事発注標準に定める「土木一式工事」のAランクの者で総合点が950点以上で平成5年度以降 (過去10年間) に元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員として、国 (公団を含む。)、県、市町村の発注する本件工事と同種工事の施工実績を有する者

イ 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員となる者

次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。

(ア) 三重県内に本店を有する者で、三重県建設工事発注標準に定める「土木一式工事」のAランクの者で総合点が950点以上の者

(イ) 三重県北勢県民局桑名建設部及び四日市建設部管内の市町に本店を有する者で、三重県建設工事発注標準に定める「土木一式工事」のAランクの者で総合点が840点以上の者

- (3) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 本件工事に、特定建設工事共同企業体の各構成員は、次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ア 1級土木施工管理技士の資格 (代表者以外の構成員にあつては、2級土木施工管理技士の資格を有する者も可とします。) 又はこれと同等以上の資格を有すること。

イ 特定建設工事共同企業体の代表者からは、平成5年度以降（過去10年間）に国（公団を含む。）、県、市町村の発注する本件工事と同種工事の施工経験（現場代理人のみの経験を除きます。）を有する者を配置すること。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有すること。

- (6) 三重県建設工事等指名停止措置要領による指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (7) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (8) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (9) 本件工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。
- (10) 建設業退職金共済制度に加入している者

3 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成員数は2者とします。
- (2) 特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率は、最低30%とします。
- (3) 特定建設工事共同企業体の代表者となる構成員は、構成員の中で施工能力及び出資比率が最大の者とします。

4 入札手続等

- (1) 入札説明書並びに設計図面及び仕様書の配布等

入札説明書並びに設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は、次のとおり閲覧及び配布します。

ア 閲覧及び配布期間

平成15年9月26日（金）から同年11月11日（火）までの午前9時から午後5時までとします。（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

イ 閲覧及び配布場所

三重県三重郡川越町大字豊田564 - 1
三重県北勢県民局下水道部 運営・用地チーム
電話 0593-64-9921

ウ 方法

入札説明書は無料です。
設計図書等は実費が必要です。

- (2) 競争参加資格の確認

入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体を自主的に結成し、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）及び以下の添付資料を提出して、競争参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、イの提出期間内に申請書及び添付資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできません。

ア 添付資料

- (ア) 2の(2)に定める同種工事の施工実績
- (イ) 2の(5)に定める配置予定の主任技術者等の資格及び同種工事の経験
- (ウ) 2の(2)に定める経営事項審査結果通知の写し
- (エ) 2の(5)アに定める資格者証等の写し
- (オ) 三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第21条第2号に規定する特定建設工事共同企業体協定書の写し

カ 使用印鑑届（三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱様式第3）

キ 委任状（様式第7）（支店等が特定工事共同企業体の構成員となる場合）

イ 申請書及び添付資料の提出期間

(ア) 提出期間

平成15年9月26日（金）から同年10月9日（木）までの午前9時から午後5時までとします。（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

(イ) 提出場所

三重県三重郡川越町大字豊田564 - 1
三重県北勢県民局下水道部 運営・用地チーム
電話 0593-64-9921

(ウ) 提出方法

申請書及び添付資料は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

(3) 入札書の受領期限及び場所

ア 入札日時

平成15年11月12日（水）午前10時（ただし、郵送（書留郵便に限ります。）による入札については平成15年11月11日（火）午後5時必着とします。）

イ 入札場所

三重県三重郡川越町大字亀崎新田80 - 2

北部浄化センター 2階 大会議室

電話 0593-65-3181

ただし、郵送（書留郵便に限ります。）による入札については、次の場所に郵送してください。

〒510-8122

三重県三重郡川越町大字豊田564 - 1

三重県北勢県民局下水道部 運営・用地チーム

電話 0593-64-9921

ウ その他

本件工事に係る競争参加資格確認通知書（写しも可とします。）を提示してください。

(4) 開札の日及び場所

平成15年11月12日（水）午前10時から入札書が提出された後、直ちに行います。

三重県三重郡川越町大字亀崎新田80 - 2

北部浄化センター 2階 大会議室

5 契約後VE方式工事

契約締結後、請負者は、設計図書等に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書等の変更について、発注者に提案することができます。

提案が適正と認められた場合には、設計図書等を変更し、必要と認められる場合には請負代金額の変更を行うものとし、詳細は特記仕様書によります。

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

納付。ただし、三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第70条第1項各号のいずれかに該当するときは免除します。

イ 契約保証金

納付。ただし、規則第74条第2項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提出することにより契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第75条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除します。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第72条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(4) 落札者の決定方法

規則第66条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがあります。

(5) 契約書作成の要否

要

- (6) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する
 予定の有無
 無
- (7) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていない者も申請書及び添付資料を提出することができますが、競争に参加するためには、当該名簿に登録され、かつ、競争参加資格の認定を受けなければなりません。
- (8) 詳細は入札説明書によります。
- (9) 入札の際、工事費内訳書の提出がないと、当該入札には参加できません。
- (10) 下記による納税確認書等（発行日から起算して6月以内のものに限ります。）の提示がないと、当該入札等には参加できません。
- ア すべての県税についての納税確認書（所管県税事務所が発行（無料）したものです。）
- イ 消費税及び地方消費税についての納税証明書（その3未納税額のないこと用）（所管税務署が発行（有料）したものです。）
- (11) 次に該当する場合は、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領に基づき、工事請負代金毎月部分払の対象となります。この場合、前払金を支払う限度額は契約金額の10分の1の額となります。
- ア 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格に満たない額で契約するとき。
- イ 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体が行う工事で、契約期間中に当該構成員のいずれかが会社更生法又は民事再生法の適用を受けた場合
- なお、イに該当する場合にあっては、契約後において会社更生法又は民事再生法の適用申請があった場合でも、申請のあった年度の次年度から前払金の限度額を10分の4から10分の1の額に引き下げます。
- (12) 本公告に関する問い合わせ先は次のとおりとします。
- 三重県北勢県民局下水道部 運営・用地チーム
 電話 0593-64-9921

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成15年9月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 競争入札に付する工事概要

- (1) 工事番号及び工事名
 平成15年度国補港湾改修重要第45240 - 分2号
 津松阪港（贛崎地区防波堤（南）（波除2））国補港湾改修（重要）工事（その3）
- (2) 工事場所
 三重県津市港町地先
- (3) 工事概要
- | | |
|---------------|---------------------|
| 防波堤（南） | |
| 基礎捨石 | 2,651m ³ |
| セルラーブロック製作・据付 | 13基 |
| 上部工コンクリート | 486m ³ |
| 消波ブロック製作・据付 | 178個 |
| 防波堤（波除2） | |
| 基礎捨石 | 430m ³ |
| 直立消波ブロック製作・据付 | 38個 |
| 上部工コンクリート | 71m ³ |
- (4) 工期
 平成15年11月から平成16年3月25日まで
- (5) 契約後VE方式工事
 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事です。
- (6) 競争参加資格
 本工事は、ISO9000sを認証取得していることを競争参加資格とする工事です。

(7) 予定価格

215,701,500円 (消費税及び地方消費税を含む。)

2 競争参加資格に関する事項

対象工事の一般競争入札に参加できる者は、構成員全員が競争参加資格確認申請日から入札執行日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たした特定建設工事共同企業体とします。(ただし、(4)については、入札日の前日までに登録されていれば足りるものとします。)

- (1) 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条の規定による土木一式工事の特定建設業者であること。
- (2) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査 (審査基準日は平成13年10月1日から平成14年9月30日までの間とします。ただし、この期間に審査を受けていない者にあつては、直近のもので可とします。) を受審し、次の要件を満たす者であること。

ア 特定建設工事共同企業体の代表者となる者

次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。

- (ア) 三重県内に本店を有する者で、三重県建設工事発注標準に定める土木一式工事のAランクの者で総合点が1,000点以上で、平成5年度以降 (過去10年間) に元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員 (出資比率20%以上のものに限ります。以下同じです。) として、本件工事と同種工事 (作業船を使用してケーソン、L型ブロック、セルラブロック、直立消波ブロック及び方塊の据付工事を行います。以下同じです。) の公共工事の施工実績を有する者

- (イ) 三重県津地方県民局津建設部管内の市町村に本店を有する者で、三重県建設工事発注標準に定める土木一式工事のAランクの者で総合点が950点以上で、平成5年度以降 (過去10年間) に元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員として、本件工事と同種工事の公共工事の施工実績を有する者

イ 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員となる者

次に掲げる基準のいずれかを満たすこと。

- (ア) 三重県内に本店を有する者で、三重県建設工事発注標準に定める土木一式工事のAランクの者で総合点が950点以上の者

- (イ) 三重県津地方県民局津建設部管内の市町村に本店を有する者で、三重県建設工事発注標準に定める土木一式工事のAランクの者で総合点が840点以上の者

- (3) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 本件工事の特定建設工事共同企業体の各構成員は、次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

ア 1級土木施工管理技士の資格 (又はこれらと同等以上の資格) を有すること。

イ 本件工事の代表者は平成5年度以降 (過去10年間) に元請けとして単独又は特定建設工事共同企業体の構成員として、本件工事と同種工事の公共工事の主任技術者又は監理技術者としての施工実績を有すること。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有すること。

- (6) 三重県建設工事等指名停止措置要領による指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (7) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (8) 会社更生法 (昭和27年法律第172号) に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がない場合、又は、民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがない場合にあつては、一般 (指名) 競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (9) 本件工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある者により結成された特定建設工事共同企業体でないこと。
- (10) 本件工事の代表者は、JISZ9901 : 1994 / 1998 (ISO9001 : 1994)、JISZ9902 : 1994 / 1998 (ISO9002 : 1994) 及びJISQ9001 : 2000 (ISO9001 : 2000) のいずれかを次の条件で認証取得している者であること。(ただし、平成15年12月15日以降においてはJISQ9001 : 2000 (ISO9001 : 2000) を認証取得している必要があります。)

ア 認証されている事業活動が、当該工事内容に一致していること。

イ (財)日本適合性認定協会 (JAB)、またはJABと相互認証をしている認定機関に認定されている審査登録機関から認定されていること。

ウ 当該工事を実際に施工する、または当該業務を実施する (以下「担当する」といいます。) 組織が、当該適用規格を認証取得していることを条件とするものとします。なお、同一企業内の複数の組織で担当す

る場合には、すべての組織が認証範囲に含まれていることを条件とするものとしますが、各組織ごとに別々に当該適用規格を認証取得していてもよいものとします。

3 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体は次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成員数は2者とします。
- (2) 特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率は、最低30%以上であること。
- (3) 特定建設工事共同企業体の代表者となる構成員は、構成員の中で施工能力及び出資比率が最大の者であること。

4 入札手続等

(1) 入札説明書及び設計図面並びに仕様書の配布等

入札説明書及び設計図面並びに仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は次のとおり閲覧及び配布します。

ア 閲覧及び配布期間

平成15年9月26日（金）から同年11月13日（木）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）

イ 閲覧及び配布場所

三重県津市桜橋3丁目446-34

三重県津地方県民局津建設部 運営・管理チーム 運営グループ

電話 059-223-5200

ウ 方法

入札説明書は無料です。

設計図書等は実費が必要です。

(2) 競争参加資格の確認

入札参加希望者は、特定建設工事共同企業体を自主的に結成し、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）及び以下の添付資料を提出して、競争参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、イの提出期間内に申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできません。

ア 添付資料

(ア) 同種工事の施工実績

(イ) 2の(5)に定める配置予定の主任技術者等の資格・工事経験

(ウ) 2の(2)に定める経営事項審査結果通知の写し

(エ) 三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第21条第2号に規定する特定建設工事共同企業体協定書の写し

(オ) 2の(10)に定める認証取得に関する資料

a 当該適用規格の認証取得を示す登録証の写し

b 当該工事等を担当する組織が、認証取得対象となっている組織に含まれることを示す書類

c 認証取得している事業活動が、本件工事等の内容に一致していることを示す書類

なお、b及びcは、aの登録証の写しによってその内容が確認できる場合は、この限りではありません。

イ 申請書及び添付資料の提出期間

(ア) 提出期間

平成15年9月26日（金）から同年10月9日（木）までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日は除きます。）

(イ) 提出場所

三重県津市桜橋3丁目446-34

三重県津地方県民局津建設部 運営・管理チーム 運営グループ

電話 059-223-5200

(ウ) 提出方法

申請書及び添付資料は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

(3) 入札書の受領期限及び場所

ア 入札日時

平成15年11月14日（金）午前10時

イ 入札場所

〒514-0003 三重県津市桜橋3丁目446-34

三重県庁舎 第61会議室

電話 059-223-5200

ウ その他

本件工事に係る競争参加資格があることが確認された通知書（写しも可とします。）を提示してください。

(4) 開札の日時及び場所

平成15年11月14日（金）午前10時から入札書が提出された後、直ちに行います。

場所は上記(3)のイに同じです。

5 契約後VE方式工事

契約締結後、請負者は、設計図書等に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書等の変更について、発注者に提案することができます。

提案が適正と認められた場合には、設計図書等を変更し、必要と認められる場合には請負代金額の変更を行うものとします。詳細は特記仕様書によります。

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

納付。ただし、三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第70条第1項各号のいずれかに該当するときは免除します。

イ 契約保証金

納付。ただし、規則第74条第2項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第75条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除します。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第72条各号に該当する入札は、無効とします。

(4) 落札者の決定方法

規則第66条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがあります。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(7) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていない者も申請書及び添付資料を提出することができますが、競争に参加するためには、当該名簿に登録され、かつ、競争参加資格の認定を受けなければなりません。

(8) 詳細は入札説明書によります。

(9) 入札の際、工事費内訳書の提出がないと、当該入札には参加できません。

(10) 入札の執行回数は一回を限度とします。

(11) 次の納税確認書等（発行日から起算して6月以内のものに限ります。）の提示がないと当該入札等には参加できません。

ア すべての県税についての納税確認書（所管県税事務所が発行（無料）したものです。）

- イ 消費税及び地方消費税についての納税証明書（その3未納税額のないこと用）（所管税務署が発行（有料）したものです。）
- (12) 次に該当する場合は、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領に基づき、工事請負代金毎月部分払の対象となります。この場合、前払金を支払う限度額は契約金額の10分の1の額となります。
 - ア 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格に満たない額で契約するとき。
 - イ 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体が行う工事で、契約期間中に当該構成員のいずれかが会社更生法又は民事再生法の適用を受けた場合
 - なお、イに該当する場合にあっては、契約後において会社更生法又は民事再生法の適用申請があった場合でも、申請のあった年度の次年度から前払金の限度額を10分の4から10分の1の額に引き下げます。
- (13) 本公告に関する問い合わせ先は次のとおりとします。

三重県津地方県民局津建設部 運営・管理チーム 運営グループ
電話 059-223-5200

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、尾鷲圏域（尾鷲及び紀伊長島都市計画）の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る都市計画の公聴会を次のとおり開催します。

平成15年9月26日

三重県知事 野呂昭彦

1 開催日時、場所等

都市計画の種類	都市計画区域	当該都市計画区域内市町村	開催日時	開催場所	案の縦覧場所	案の縦覧期間	意見申出書の提出期間
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	尾鷲	尾鷲市	平成15年10月26日（日）午後1時から開場午後0時30分から	三重県尾鷲庁舎行政棟5階大会議室（尾鷲市坂場西町1番1号）	三重県県土整備部都市基盤チーム、尾鷲市建設課、紀伊長島町建設課	平成15年9月26日（金）から10月14日（火）まで	平成15年9月26日（金）から10月14日（火）まで 当日消印有効
	紀伊長島	紀伊長島町					

2 その他公聴会の開催に関し必要な事項

- (1) 公述人の資格

都市計画法に係る地域の住民その他の利害関係者に限ります。
- (2) 申出の方法

公聴会で意見を述べようとする者は、三重県都市計画公聴会規則（昭和54年三重県規則第36号）第4条に規定する都市計画法意見申出書を三重県県土整備部都市基盤チームに提出して下さい。
申出書は、縦覧場所に備え置きます。また、県のホームページにも掲載します。
- (3) 公述人の指定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、意見申出書を提出した者のうちから、意見の類似性等を考慮して三重県知事が指定し、本人に通知します。
- (4) その他
 - ア 意見申出書の提出期間に申出書の提出がない場合には、公聴会は開催しません。
この場合、開催日の1週間前までに、都市計画法案の縦覧場所及び県のホームページに、その旨を掲示します。
 - イ 公述人が多数の場合又は公聴会の運営上必要があると認める場合は、一人当たりの発言時間を制限することがあります。
 - ウ 傍聴は制限しません。ただし、会場の収容人員を超える場合は、入場制限を行います。
- (5) 意見申出書の提出先及び公聴会についての問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県県土整備部 都市基盤チーム
電話 059-224-2718

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しま

した。

なお、関係図書は、三重県南勢志摩県民局伊勢建設部に備え置いて縦覧に供します。

平成15年 9月26日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道路 番号	幅員 (m)	延長 (m)
平成15年 9月17日	有限会社竹内 建材 代表取締役 竹内 保夫	伊勢市下野町600 - 24	伊勢市馬瀬町字下東起537 - 1	A	4.5	35.0

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県南勢志摩県民局志摩建設部に備え置いて縦覧に供します。

平成15年 9月26日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道路 番号	幅員 (m)	延長 (m)
平成15年 9月17日	有限会社豊国 代表取締役 下田 実	志摩郡阿児町鷺方2850 - 126	志摩郡阿児町神明字里中627 - 5 ほか 3筆	A	4.0	22.4

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成15年 9月26日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

防災資機材運搬用トラック（5000CCクラス、積載量3.5 t 以上） 1 台

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

平成16年 3月12日（金）

(4) 納入場所

入札説明書（仕様書）のとおりとします。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号。以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示す証明書等を平成15年10月 7 日（火）午後 5 時までに 4 の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (2) 三重県税についての納税確認書並びに消費税及び地方消費税についての納税証明書
- (3) 入札説明書(仕様書)に示す特質等を有することを示す機能及び定価証明書

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局出納チーム 担当 宮崎
電話 059-224-2772

(2) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成15年9月26日(金)から同年10月7日(火)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成15年10月14日(火)午前10時40分
場所 三重県津市広明町13番地
三重県庁厚生棟 1階 S105会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は入札説明書によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則(昭和39年三重県規則第15号)第59条の規定により

公告します。

平成15年9月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

議員控室用机、椅子 一式 (搬入、設置、調整等諸経費を含む)

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、知事が入札説明書 (仕様書) で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

平成15年11月18日 (火) とします。

(4) 納入場所

三重県議会事務局とします。

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則 (以下「規則」といいます。) 第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領 (平成10年4月1日施行) により指名停止を受けている期間中ではない者であること。

(4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)及び(2)に示す証明書等を平成15年10月7日 (火) 午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 過去2年の間に国 (公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(2) 三重県税についての納税確認書並びに消費税及び地方消費税についての納税証明書

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局出納チーム 担当 宮崎

電話 059-224-2772

(2) 入札説明書 (仕様書) の配布方法

(1)の場所で、平成15年9月26日 (金) から同年10月7日 (火) まで (三重県の休日を定める条例 (平成元年三重県条例第2号) 第1条に規定する休日を除きます。) 配布します。

(3) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成15年10月14日 (火) 午前11時

場所 三重県津市広明町13番地

三重県庁厚生棟 1階 S105会議室

(4) 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格としますので、

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否
要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成15年9月26日

三重県警察本部長 飯 島 久 司

1 競争入札に付する事項

(1) 契約名称

三重県警察総合捜査管理システム装置の賃貸借契約

(2) 借入物品及び数量

三重県警察総合捜査管理システム 1式（調整等一式を含みます。）

ア サーバ 1式

イ ノート型パソコン 35式

(3) 借入物品の特質等

借入物品の性能等に関し、三重県警察本部長が入札説明書（仕様書）で指定する特質を有することとします。

(4) 契約期間

平成15年12月1日（月）から平成20年11月30日（日）までとします。

(5) 納入期限

ア サーバ

平成15年11月10日（月）

イ ノート型パソコン

平成15年11月28日（金）

(6) 納入場所

三重県警察本部警務部情報管理課とします。

2 入札参加者の資格に関する事項

本件一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を満たした者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者とします。

(2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項の規定による入札参加資格者名簿に登録されている者とします。

- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者としてします。
- (4) すべての県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者としてします。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示す証明書等を平成15年10月6日(月)午後5時までに4の(1)の場所に提出してください。

提出された証明書等を審査した結果、当該物品を納入することができる認められた者に限り、入札の参加対象者としてします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 過去2年間に国(公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、納入した実績を有する証明書
- (2) 「競争入札参加資格審査結果(登録)通知書(物件の買入れ等)」の写し
- (3) 納税確認(証明)書

ア 県内に本店を有する事業者

- (ア) すべての県税についての「納税確認書」(所管県税事務所が発行したものです。)の写し
- (イ) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納の税額のないこと用)」(所管税務署が発行したものです。)の写し

イ 県外に本店を有する事業者

- (ア) 県内の事業所に賦課されるすべての県税についての「納税確認書」(所管県税事務所が発行したものです。)の写し
- (イ) 本店分の消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納の税額のないこと用)」(所管税務署が発行したものです。)の写し

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町1丁目100番地
三重県警察本部警務部 会計課用度係 担当 平岡・森田
電話 059-222-0110 (内線) 2261・2266

(2) 入札説明書(仕様書)の交付方法

平成15年9月26日(金)から同年10月3日(金)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)の午前8時30分から午後5時までの間に、4の(1)の場所で配布します。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成15年9月30日(火)午後1時30分
イ 場所 三重県津市栄町1丁目100番地 三重県警察本部 2階 入札室

(4) 入札書の提出日時及び場所

ア 日時 平成15年10月10日(金)午後2時
イ 場所 三重県津市栄町1丁目100番地 三重県警察本部 2階 入札室

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 入札書の提出後、直ちに行います。
イ 場所 (4)に同じです。

(6) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(7) 入札方法に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人がするものとしてします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとしてします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとしてします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としてしますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載することとしてします。

ウ 入札執行回数は、3回を限度とします。

エ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

(4) 入札の中止

天災、その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成15年9月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1	特定役務の名称	平成15年度都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託
2	担当部局	三重県津市広明町13番地 三重県地域振興部市町村行政チーム
3	契約の相手方を決定した日	平成15年3月26日
4	契約の相手方	東京都千代田区一番町25番地 財団法人地方自治情報センター 理事長 芳山 達郎
5	契約金額	87,709,463円（内消費税及び地方消費税4,176,641円）
6	決定手続	随意契約
7	理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号に該当

お知らせ

三重県職員e・ラーニングシステム構築業務に係る委託契約を締結するに当たり、次のとおり企画提案書の募集を行います。

平成15年9月26日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 公募対象業務

(1) 名称

三重県職員e・ラーニングシステム構築業務

(2) 業務の目的

職員の研修機会の確保並びに研修効果及び効率の向上のために、Webを活用した研修（e・ラーニング）を実施するためのシステムを三重県イントラネット内に構築します。

(3) 業務の内容

ア e・ラーニングシステムの構築

イ システムの運用に必要なハードウェア、基本ソフトウェア等の調達仕様書の作成

ウ 効率的なシステム運営のための提案

エ 初期稼働及び安定稼働のための運用支援

オ その他発注者が指示する業務

2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者としてします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領（平成10年4月1日施行）により、指名停止を受けている期間中でない者であること。

(4) すべての県税並びに消費税及び地方消費税において未納のない者であること。

3 最優秀提案者決定の評価基準

提案内容（企画性、操作性、応用拡張性、保守性及び経済性）

4 説明会

企画提案に参加を希望する者については、次のとおり説明会を開催し、仕様書を配布します。

(1) 日時 平成15年10月6日（月）午後1時

(2) 場所 三重県津市栄町一丁目891番地 三重県勤労者福祉会館 5階
政策開発研修センター

5 説明会後のスケジュール

(1) 企画提案への参加意思表示及び資格審査

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申込みを行ってください。申込みに基づき資格審査を行い、その結果を文書で通知します。

ア 様式及び内容 説明会で指定します。

イ 提出期限 平成15年10月15日（水）午後4時

ウ 提出場所 4の(2)に同じです。

(2) 企画提案書の提出

次のとおり提出してください。

ア 様式及び内容 説明会で指定します。

イ 提出期限 平成15年10月30日（木）午後4時

ウ 提出場所 4の(2)に同じです。

(3) プレゼンテーション

次のとおり実施します。なお、応募者多数の場合、書類による一次審査を行う場合があります。

ア 日時 平成15年11月12日（水）

時間については、同月6日（木）までに連絡します。

イ 場所 4の(2)に同じです。

(4) 審査結果及び委託契約の締結

審査結果は、平成15年11月20日（木）までに文書で通知します。

最優秀提案者と契約条件を協議の上、委託契約を締結します。

6 その他

(1) 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 企画提案に必要な費用については、各企画提案者の負担とします。

(3) 提出された企画提案書等は、返還しません。

(4) 提出された企画提案書は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）に基づき、情報公開の対象となります。

(5) 本件に関するの質疑は、原則として電子メールで行うものとします。

7 担当部局

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目891番地 三重県勤労者福祉会館 5階

三重県政策開発研修センター 担当者 山下、西

電話 059-224-2790

ファクシミリ 059-224-2594

E-mail kenshu@pref.mie.jp

毎週火、金曜日発行

購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)

1 箇月 3,000円

1 箇年 36,000円

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.mie.jp/>

平成15年9月26日発行

津市広明町13番地

三 重 県

印刷・販売 伊藤印刷株式会社

〒514-0027 三重県津市大門32-13

TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862